



報道発表資料

電力自由化をめぐるトラブル速報！ No. 5

平成28年4月26日

独立行政法人国民生活センター
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会

電力自由化が始まっています

- 正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう！ 便乗した勧誘にも気をつけましょう -

本年4月1日に電力小売の全面自由化が始まり、新たな事業者からの電気の供給が開始されています。

国民生活センター及び各地の消費生活センター並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。

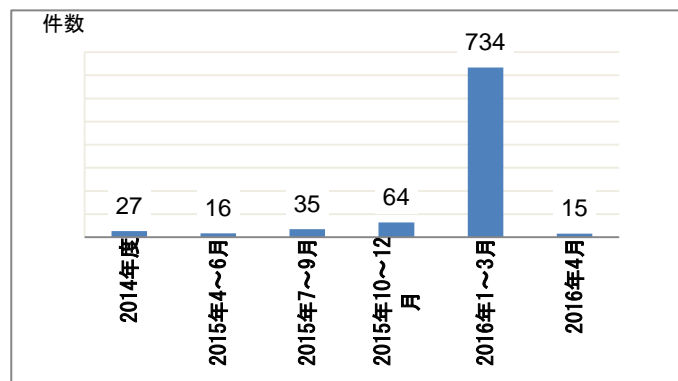
そこで、寄せられている相談事例を紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供します。

1. 相談件数

(1) 国民生活センター及び消費生活センターへの相談状況

PIO-NET¹によると、電力小売自由化に関する相談件数は、図1のとおり、各事業者の営業活動が本格化した1月以降、749件（4月10日までの登録分）の相談が寄せられています。

図1. 電力小売自由化に関する相談件数の推移

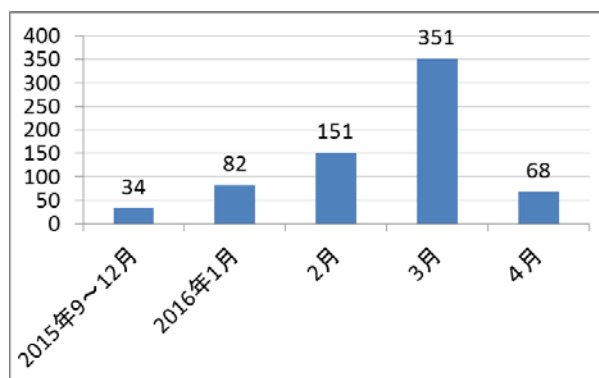


¹ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。本資料の相談件数は、2016年4月10日までに登録されたデータである。

(2) 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談状況

電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口には、図2のとおり、各事業者の営業活動が本格化した1月以降、652件(4月10日現在)の相談が寄せられています。

図2. 電力小売自由化に関する相談件数の推移²



2. 相談事例

(1) 国民生活センター及び消費生活センターへの相談事例

【事例1：電力の自由化を理由として投資勧誘を行う事例】

証券会社を名乗った電話が自宅にあり、今年4月からの電力自由化で発電所を建てる事業者がいるので投資を募集していると言われた。投資はしないと伝え電話を切ったが、また同じ証券会社の担当者から電話があった。証券会社の支店名を聞いたが、答えられないというので怪しいと思い、相手に「消費生活センターに相談する」と言って電話を切った。

【事例2：スマートメーターへの取替申込みとして電気の営業を行う事例】

小売電気事業者の代理店担当者が来訪し、メーターを取り替えておけば直ぐに契約先の変更ができるからメーターだけ取り替えておいてはどうかと言われたので、その申込みだけしようと思った。しかし、担当者が記載を求めてきた書類は、小売供給契約の申込書だった。

(2) 電力・ガス取引監視等委員会事務局への相談事例

【事例3：アパートの管理会社から電力会社の変更を求められている事例】

賃貸アパートの管理会社から、電力会社の変更を求められている。任意での協力依頼ということだが、変更が決まったかのような文面となっている。住人としてはこれに応じる義務があるのか。

【事例4：電力会社の変更を二重に申し込んでいた事例】

電力会社Aに契約先を切り替える契約を結んでいたが、その後、電力会社Bから

² 4月の相談件数は4月1日から10日までのもの。

の勧誘があったので、やはり電力会社Bに切り替えることとした。しかし、電力会社Aとの契約を解消していなかったため、電力会社Aに切り替えられてしまった。

3. 消費者へのアドバイス

電力の小売全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。電力の小売全面自由化に便乗した太陽光発電システム、電気温水器、蓄電池等の勧誘が現在も行われています。必要性を十分に検討して判断しましょう。

また、上記のような機器も、電力の新料金も、訪問販売・電話勧誘販売で申込みをした場合、契約書面を受領した日から起算して8日以内であればクーリング・オフができます。

相談事例に関するアドバイスについては以下のとおりです。

- (1) 電力の小売全面自由化に便乗した、発電設備や知的財産権などへの投資の勧誘も行われています。投資対象についてよく分からない勧誘には、安易に乗らないようにしましょう。
- (2) スマートメーターへの取替えだけの申込みというものは通常ありません。申込書に記入する際には、その申込書が何の申込書なのか、よく内容を確認してから記入しましょう。
- (3) 電気事業法は、マンションやアパートなどに入居する消費者の方が契約している電力会社について、当該マンションやアパートの管理者が変更を求める場合に、その変更に応じることを義務づけるものではありません。電力会社の変更については、契約条件などを十分にご確認の上、検討することをお勧めします。
- (4) 複数の電力会社に切替えの申込みをしてしまった場合、希望の切替え先でない電力会社の方に切り替えられることになるなど、トラブルが生じる可能性があります。切替え先を変える場合には、先に切替えの申込みをした電力会社に必ず連絡し、申込みの状況を適切に管理することが重要です。
- (5) その他、電気の小売供給契約を締結するに当たり、不審なことなどがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）または最寄りの消費生活センター（局番なしの188）に相談しましょう。

4. 情報提供先

消費者庁消費者政策課	(法人番号 5000012010024)
消費者庁消費者調査課	(法人番号 5000012010024)

消費者庁取引対策課 (法人番号 5000012010024)
内閣府消費者委員会事務局 (法人番号 2000012010019)